

豊岡市財務会計システム更新業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市財務会計システム更新業務契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

豊岡市財務会計システム更新業務

(2) 業務の目的

導入後10年を経過し、様々な面で機能不足が目立つ財務会計システムについて、電子決裁・公金収納デジタル化への対応など、今の時代に必要とされる機能等を備えたシステムに更新することにより、内部事務の効率化、市民の公金納付に係る利便性向上を図る。

(3) 業務内容

「豊岡市財務会計システム更新業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から2027年3月31日まで

3 見積限度額(上限額)

45,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※上記は「豊岡市財務会計システム更新業務」(導入構築・データ移行・各種セットアップ・操作研修、構築業務期間中の保守及び利用料等)に係る経費の上限額とし、この見積金額が、限度額を超過した場合は失格とする。

※上記のほか下記についても提示すること。

参考見積①「豊岡市財務会計システム保守運用業務」(更新業務完了翌年度から2032年3月31日までに要する総額)

参考見積②「北但行政事務組合財務会計システム更新運用業務」(一部事務組合とのシステム共同利用に係る所要経費一式(構築及び構築後5年間の保守・利用経費))

【北但行政事務組合における利用想定範囲】

- ・共通項目・予算編成機能・予算執行機能(個人番号管理、公金収納デジタル化対応機能の利用予定はない)
- ・なお、同組合は本市と庁内LANを共用しており、利用者数については5クライアント程度となる。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務(以下「該当業務」という。)における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 豊岡市指名停止基準(平成17年豊岡市制定)による指名停止の措置期間中でないこと。

- (3) 豊岡市入札参加資格制限基準（令和3年豊岡市制定）第2条各号いずれかの資格制限事由に該当する者でないこと及び第3条の規定による資格制限を受けている者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (8) 予算編成・予算執行・備品管理・起債管理・決算統計・公会計（日々仕訳）・電子決裁機能を有した他自治体（人口5万人以上（導入決定時））導入実績があるシステムを提案でき、本業務遂行のために必要とされる業務経験を有する者を従事させることができること。
- (9) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム ISMS の認証のいずれかを取得し、個人情報保護方針等を定めていること。

6 募集内容

- (1) 募集方法
市公式ウェブサイト等を通じて募集
- (2) 応募方法
プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。
 - ア 提出書類
 - (ア) 参加申込書（様式1）
 - (イ) 会社概要（様式2）
 - (ウ) 業務実績調書（様式3）
 - ※5 参加資格の(8)に記載する機能を有したシステムの構築業務実績（契約書の写し等）を添付すること。自社実績がない場合は、提案システム開発事業者等の業務実績を入力し、システム販売代理店契約等を確認できるものを添付すること。
 - (エ) 業務の実施体制 様式任意
 - ※5 参加資格の(8)に記載する業務経験者が従事することが確認できる内容とすること。
 - (オ) 5 参加資格の(9)を証明する書類 様式任意
 - イ 提出方法
電子メール
PDF形式で統一したデータを上記により提出すること。なお、電子メールの件名は次のとおりとする。「豊岡市財務会計システム更新業務参加申込書（□□）」（□□は会社等の名称又は略称）
 - ウ 提出先
豊岡市役所会計課 担当：上田
電子メール：kaikei@city.toyooka.lg.jp

- (3) 応募期限
2025年10月22日（水）17時まで
- (4) 参加資格審査
応募事業者について、前記5に規定する参加資格の有無を審査する。
- ア 参加資格結果の通知
全応募者に対し、参加資格の審査結果を2025年10月24日（金）までに電子メールにて通知する。
- イ 参加資格審査結果に関する質問
(ア) 参加資格の審査の結果、参加資格を有しないとされた事業者は、その理由について、市に説明を求めることができる。
(イ) (ア)の説明を求めようとする事業者は、2025年10月29日（水）17時（必着）までに、市に電子メールにより、説明を求めなければならない。
(ウ) 市は、2025年10月31日（金）までに(イ)の質問に対する回答をする。
- (5) 質疑・回答の実施
実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式4）を次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。
- ア 提出期限 2025年10月22日（水）17時まで
- イ 提出方法 電子メール
なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。「豊岡市財務会計システム更新業務質問書（□□）」（□□は会社等の名称又は略称）
- ウ 提出先 6(2)ウに同じ。
- エ 質疑回答日 2025年10月31日（金）
- オ 回答の方法
質疑内容とその回答を、市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。
なお、本業務の企画提案書の作成に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。
- (6) 辞退届の提出
参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。
なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。
- ア 提出期限 2025年11月4日（火）17時まで
- イ 提出方法 電子メール
- ウ 提出先 6(2)ウに同じ。
- エ 提出書類 辞退届（様式5）

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 2025年11月7日（金）17時まで
- (2) 提出方法 電子メール（データサイズが10MBを超える場合はデータストレージサービスを利用すること）
企画提案書等はPDF形式で統一したデータ（一部データはPDF形式と併せ、市の指定する別形式）を上記により提出すること。なお、電子メールの件名は次のとおりとする。「豊岡市財務会計システム更新業務企画提案書（□□）」（□□は会社等の名称又は略称）
- (3) 提出先 6(2)ウに同じ。

(4) 提出書類

- ア 業務実施体制各種調書及び企画提案書提出届（様式6）
- イ 技術者の概要（様式7）
- ウ 担当技術者調書（様式8）
- エ 技術責任者の経歴および実績等調書（様式9）
- オ 再委託調書（様式10） ※業務の一部を再委託する場合のみ
- カ 工程表（様式11）
- キ 企画提案書（任意様式）
- ク システム要件一覧表（様式12）

※様式12はPDFファイルに加え、EXCELファイルでも提出すること

ケ 見積書（様式13）

(ア) 税抜き金額を記載すること。

(イ) 豊岡市財務会計システム更新業務の税込み金額が、「3 見積限度額（上限額）」を超えないようにすること。（超えた場合は、失格とする。）

(ウ) 参考見積りも含め、すべて見積積算内訳書（任意様式）を添付すること

(5) 企画提案書作成要領

ア パワーポイント等プレゼンテーションソフトを使って作成し、通し番号（ページ番号）を付すること。

イ 企画提案書には、下記項目について簡潔かつ明瞭に記載すること。

No.	項目	記載内容（例）
1	全体概要	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所としての経営規模、履行能力等・ 地方自治体における同種又は類似業務の受注実績の紹介
2	サービス内容	<ul style="list-style-type: none">・ 提案システムの内容及び機能・ 有効な独自機能の追加など柔軟性
3	システムの説明	<ul style="list-style-type: none">・ 企画提案書の内容と実システムまたは画面イメージ・ UI（ユーザインターフェース）の工夫
4	運用・保守	<ul style="list-style-type: none">・ ヘルプデスク等サポート体制・ システム障害発生時の対応・ システム安定稼働のための体制（稼働率等）・ システム改良についての考え方
5	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none">・ アクセスログ及びデータバックアップ体制・ データ流出等のセキュリティ対策
6	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ システム導入における実施体制及び導入スケジュール・ 事業者と発注者の作業分担、発注者負担軽減の工夫・ 各説明会実施に係る研修サポート体制

8 審査概要

(1) 審査委員会

「豊岡市財務会計システム更新業務契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) 委員会委員（以下「委員」という。）による、提出された企画提案書類等の確認・応募事業者からのプレゼンテーション・ヒアリング及び実務者を対象とした応募事業者によるシステムデモを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は、加点方式により行う。

イ 第1次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が3事業者以上あった場合、書類審査（一次審査）の得点の高い順に上位2事業者までを、第2次審査の対象とする。

参加資格を満たすと判断された事業者が2事業者以下の場合、参加資格を満たす全ての事業者を第2次審査の対象とする。

ウ 第1次審査結果通知及び第2次審査参加通知

(ア) 通知時期 2025年11月13日（木）

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 通知方法 第1次審査通過者に電子メールで通知

エ 第2次審査

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング及びシステムデモ・ヒアリング等）を行う。

(ア) システムデモ・ヒアリング等

a 開催日 2025年11月20日（木）

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

b 開催場所 豊岡稽古堂3階 3-1 交流室

c 出席者 当該業務に参画予定の技術責任者を含む4人までとする。

d デモ内容 市が準備するシナリオ（数パターン）に基づく内容をまず実施し、その後、市実務者によるヒアリング及びシステム操作確認を行うものとする。

e その他 シナリオデモ、ヒアリング、実務者によるシステム操作等で120分程度を予定している。システムデモに必要な機器及び、実務者がシステム操作を確認できるよう、デモシステム操作が行えるPC（4台程度）は、参加者が用意すること。ただし、シナリオデモ時に使用するプロジェクター、スクリーン、PC電源は市が用意する。

(イ) プレゼンテーション・ヒアリング

a 開催日 2025年12月12日（金）

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

b 開催場所 豊岡市役所3階 庁議室

c 出席者 当該業務に参画予定の技術責任者を含む4人までとする。

d 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。

e その他 プレゼンテーション30分、ヒアリング30分程度を予定している。プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意す

ること。ただし、プロジェクター、スクリーン、PC電源は市が用意する。

オ 選定

別に定める審査基準に基づき、第2次審査の採点を第1次審査の採点に加味して契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、第2次審査、見積金額の順に評価点を比較し、評価点が高い者を契約候補者とする。

全ての評価点が同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定する。

なお、評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者とししない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2025年12月19日（金）までに書面で通知するとともに、契約候補者の事業者名を市公式ウェブサイトで公表する。

9 日程

プロポーザル実施公告	:	2025年10月8日（水）
参加申込書提出期限	:	2025年10月22日（水）
質疑期限	:	2025年10月22日（水）
参加資格審査結果通知	:	2025年10月24日（金）（予定）
質疑回答	:	2025年10月31日（金）（予定）
提案書等提出期限	:	2025年11月7日（金）
第1次審査（書類審査）	:	2025年11月12日（水）（予定）
第1次審査結果通知	:	2025年11月13日（木）（予定）
第2次審査（システムデモ）	:	2025年11月20日（木）（予定）
第2次審査（プレゼンテーション）	:	2025年12月12日（金）（予定）
第2次審査結果通知	:	2025年12月19日（金）（予定）
契約締結	:	2026年1月中旬（予定）

※予定については市の都合により変更する場合がある。

10 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

(1) 書類審査（1次審査）

No	評価対象	評価事項	配点
1	会社概要	経営基盤や技術職員数について評価する。	50
2	業務実績	提案システムの稼働実績、近年の同規模自治体等への導入実績について評価する。	
3	実施体制	技術責任者、担当技術者等の資格、経験年数、同種業務経験等及び実施体制について評価する。	
4	システム要件	システム要件一覧表に対する提案システムの適合度について評価する。	370

5	見積書	更新業務に係る費用について評価する。	75
		更新完了後5年間の運用保守業務に係る費用について評価する。※更新業務（本業務）の契約金額には含めないが、評価の対象とする。	75
		北但行政事務組合の財務会計システム共同利用に係る費用について評価する。 ※更新業務（本業務）の契約金額には含めないが、評価の対象とする。	30

(2) プレゼンテーション等審査（2次審査）

No	評価対象	評価事項	配点
1	デモンストレーション	システムの機能・操作性についてデモンストレーション・ヒアリング等により評価する。	300
2	プレゼンテーション	企画提案書の内容について、プレゼンテーション・ヒアリング等により評価する。	100

11 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額が、「3 見積限度額（上限額）」を超える場合
- (7) 参考見積書の金額と積算内訳書の金額が一致しない場合
- (8) 2次審査プレゼンテーション・デモンストレーションに理由なく遅刻、欠席した場合

- (9) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

13 契約

(1) 手続の進め方

契約候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、選定された者は、あらためて見積書を提出するものとする。また、契約候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行い、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

(5) 契約保証

市が別に定める方法により、契約金額の10/100以上とする。

14 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。

(4) 「業務実施体制各種調書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとする。

(5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。

(6) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

(7) 企画提案書を提出するにあたり他者の協力を得た場合は、その旨を明記すること。

(8) 参加申込業者に関しては、公表しない。

(9) 審査に係る電話等での問合せには応じない。

(10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。

(11) 成果品の著作権は、本市に帰属する。

15 問合せ先

豊岡市役所会計課 担当：上田

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL：(0796) 21-9019

電子メール：kaikei@city.toyooka.lg.jp